

【本日の目次】

1. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆ランキング情報
- ◆前・後場概況

2. 証券取引等監視委員会からの寄稿

=====  
※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の 2. を抜粋しております。

=====  
2. 証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No81

開示書類の虚偽記載等について（４）

証券取引等監視委員会事務局 総務課長 河野 一郎

今回は、「継続開示書類の不提出」について説明したいと思います。

1. 概要

上場有価証券等の発行会社は、事業年度ごとに有価証券報告書を、原則として当該事業年度経過後 3 月以内に、内閣総理大臣に提出しなければなりません（金商法第 24 条第 1 項）。また、有価証券報告書の提出会社のうち、上場会社等は四半期報告書を（原則として報告対象期間の経過後 4 5 日以内に）、それ以外の会社は半期報告書を（原則として報告対象期間の経過後 3 月以内に）、内閣総理大臣に提出しなければなりません（金商法第 24 条の 4 の 7 第 1 項、同法第 24 条の 5 第 1 項）。

こうした規定に違反して、有価証券報告書や四半期報告書・半期報告書を提出しない発行会社は、刑事罰又は課徴金納付命令の対象となります。

## (1) 刑事罰

上記の規定に違反して、有価証券報告書を提出しない者は、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金に処せられ、又はこれらが併科されます（金商法第197条の2第5号）。また、四半期報告書又は半期報告書を提出しない者は、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処せられ、又はこれらが併科されます（金商法第200条第5号）。

法人の役職員が、その業務・財産に関し違反行為をしたときは、その法人に対しても、有価証券報告書の不提出については5億円以下の罰金刑を、四半期報告書・半期報告書の不提出については1億円以下の罰金刑を、それぞれ科す両罰規定が置かれています（金商法第207条）。

## (2) 課徴金

一方、行政処分としては、

- (i) 上記の規定に違反して、有価証券報告書を提出しない発行者があるときは、課徴金の国庫納付命令を行うこととなります（金商法第172条の3第1項）。

課徴金額は、提出すべきであった有価証券報告書に係る事業年度の直前事業年度における監査報酬額に相当する額（監査証明を受けるべき直前事業年度がないなどの場合には、400万円）です。

- (ii) 上記の規定に違反して、四半期報告書又は半期報告書を提出しない発行者があるときは、課徴金の国庫納付命令を行うこととなります（金商法第172条の3第2項）。

課徴金額は、提出すべきであった四半期・半期報告書に係る期間の属する事業年度の直前事業年度における監査報酬額の2分の1に相当する額（監査証明を受けるべき直前事業年度がないなどの場合には、200万円）です。

なお、違反者が過去5年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金額は1.5倍となります（金商法第185条の7第13項）。

## 2. 事例

### (1) 犯則事件

当証券取引等監視委員会において、これまで継続開示書類の不提出で刑事告発した事件はありません。

### (2) 課徴金納付命令事案

「(株)ゼクスに係る有価証券報告書等の不提出事案」（平成22年11月19日勧告）では、(株)ゼクスは、関東財務局長に対し、

(i) 金商法第24条の4の7第1項の規定に違反して、第14期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年2月第3四半期四半期報告書）を同四半期連結会計期間経過後45日以内の平成22年4月14日までに提出せず、

(ii) 金商法第24条第1項の規定に違反して、第14期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成22年5月期有価証券報告書）を同事業年度経過後3月以内の平成22年8月31日までに提出しませんでした。

同社については、当証券取引等監視委員会の検査の過程において、遅くとも平成19年9月までに同社が行った債務保証及び保証類似行為（平成22年5月31日時点の主債務残元本は、109億83百万円。以下「債務保証等」という。）の存在及び債務保証等に係る主債務者の財政状態の悪化が認められました。したがって、同社は、少なくとも第14期事業年度連結会計期間（平成21年6月1日から平成22年5月31日まで）の連結財務諸表について、債務保証等に対する債務保証損失引当金の計上を反映して作成した上で、その連結財務諸表を記載した同連結会計期間に係る有価証券報告書を、事業年度経過後3月以内に関東財務局長に提出すべきでした。

また、その後も、主債務者の財政状態の悪化が継続し、債権者等から債務保証等に対する履行請求を受けていましたが、同社は、資金繰りに余裕がないこと等を理由に、会計監査人を選任せず、上記の四半期報告書や有価証券報告書を作成しないで、長期にわたって、こうした同社の財政状態を株主など市場関係者に対して何ら開示しない状態を継続していました。

\* 文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

・ 筆者紹介 河野 一郎

大阪府出身 1985年京都大学経済学部卒業後、大蔵省（当時）に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会事務局、監督局勤務を経て、2011年検査局総務課長、2012年8月より現職（証券取引等監視委員会事務局総務課長）。

■ 証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■ 証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>